

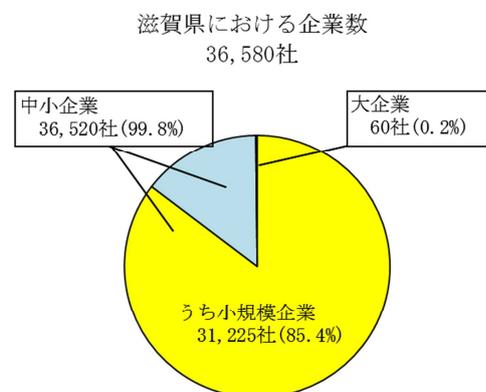
## 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(※) 施行後5年間(H25～H29)に係る実施状況等について

※以下、「条例」という

滋賀県中小企業活性化推進本部

### 1. 条例制定に係る背景・経緯

- 本県では、中小企業が企業数の99%以上を占めており(図表1)、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面でも大変重要な役割を果たしている。滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためにはその主役である中小企業の活性化が不可欠であるとの認識の下、条例を制定し、平成25年4月1日施行した。
- この条例は以下のような特色を持っている。
  - ①中小企業の活性化を県の責務として位置づけたうえで、関係者が連携してそれを支援することを明記
  - ②3つの基本方向を定め施策を実施
  - ③毎年度の実施計画、関係団体・事業者からの意見聴取などによりPDCAサイクルを回しながら、施策を展開
- また、平成25年の中小企業基本法の改正や平成26年6月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ、平成28年4月には本条例の一部を改正し、小規模企業の定義や持続的な発展について明記するとともに、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を条例上の取組として位置づけた。



図表1：県内企業数

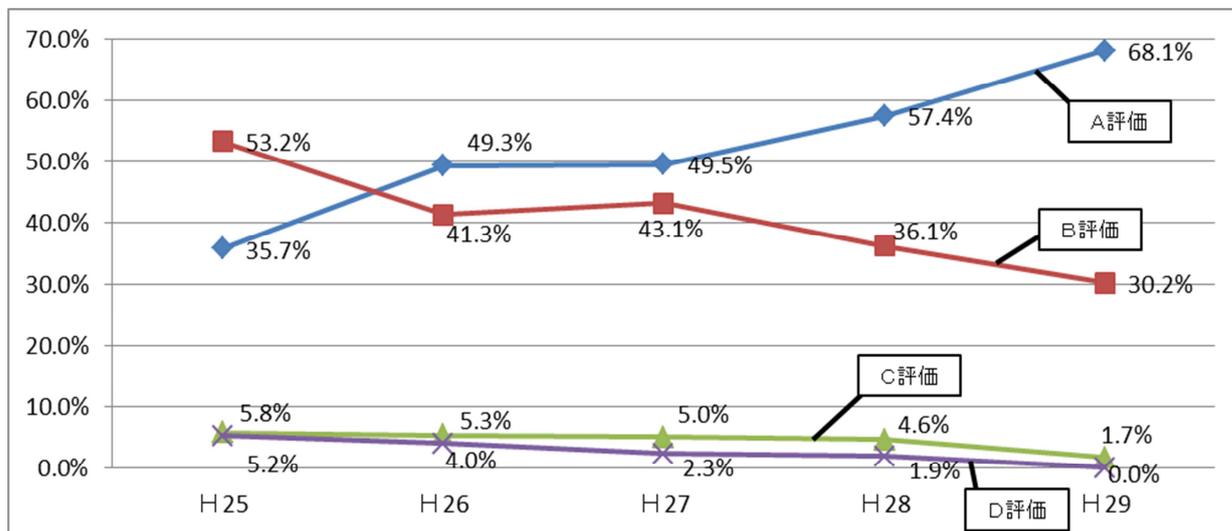
出典：中小企業白書2018年版

### 2. 施行後5年間における取組内容および成果

#### (1) 総括事項

##### ① 中小企業活性化施策実施計画に基づく関連施策の実施

- 毎年度策定する実施計画に基づき、条例に定める基本方向に沿った関連施策を展開。5年間で延べ746事業(1,017億6千万円：当初予算ベース)を実施してきた。
- PDCAサイクルにより過年度の検証結果を次年度以降に反映していくことで、より課題やニーズに即した施策展開を図っていくことができたこと等により、A評価(予定以上～予定どおり)およびB評価(ほぼ予定どおり)の事業割合が漸増してきた(図表2)。



図表2：中小企業活性化施策に係る個別事業の評価内訳

## ②意見交換、企業訪問等の実施による関係団体や中小企業者からの意見聴取

関係団体との意見交換を計216回、企業への訪問を延べ969社に対して実施。担当職員等が現場の生の声に直接触れることにより、実態に即した施策構築を図っていくための一助とすることができた。

## ③中小企業向け施策紹介冊子の作成および配布

- ・より多くの中小企業、特に情報が届きにくいと思われる小規模企業に、県の支援施策情報を行き渡らせることを目的に、平成26年度から、関連事業や制度を分かりやすくまとめた冊子を作成。
- ・意見交換や企業訪問の際に配布し、説明や紹介を行ったほか、金融機関や支援機関等にも提供し、窓口対応時や巡回訪問時等、様々な中小企業支援の場面で利用・紹介いただくことにより、支援施策の普及・利活用促進に活用することができた。



## ④中小企業活性化推進基金の活用

- ・条例施行と同時に「滋賀県中小企業活性化推進基金」を3億5千万円造成。
- ・5年間で、中小企業活性化に対する効果が高い等と判断した延べ95の事業に約2億6,300万円(決算ベース)を充当し、より一層の活性化を図ることができた。

## (2)各施策分野

### ①成長発展が期待される分野

- ・平成27年3月に「滋賀県産業振興ビジョン」を策定、滋賀の強みを活かした新たな成長産業の創出を目指し、今後重点的に取り組む5つのイノベーション分野を定め、様々な取組を進めてきた。
- ・具体的には、新たなビジネスモデル創出に対する補助をはじめ、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」による水環境ビジネスプロジェクトの創出・展開、「滋賀テックプランター」によるモノづくり技術や水・環境技術等に関連したビジネスシーズの発掘、メンタリング等を通じた事業化支援など、産学官金連携による取組を進めることができた。

### ②海外展開支援

- ・貿易投資相談窓口の充実や海外見本市等への出展補助をはじめ、ベトナム：ホーチミン市との経済・産業分野等の協力に関する覚書(平成26年11月締結)など、特定地域へのビジネス展開に係る重点的な支援についても取り組むことができた。
- ・平成29年7月には、ジェトロ滋賀貿易情報センターが彦根市内に開設され、各関係機関との連携により県内中小企業の海外展開を一層推進していく体制が整えられた。

### ③人材確保・育成

- ・おうみ若者未来サポートセンターを中心とした若者に対する就労支援をはじめ、女性、高齢者、障害者など、多様な主体に対する就業促進施策を実施し、誰もが働き、活躍できる社会づくりに取り組むことができた。
- ・生徒に対する就労体験の実施などにより職業観・就労観の醸成を図ったほか、関係団体との連携によるインターンシップの推進、企業の魅力発信等により、県内中小企業への就職促進に向けた取組を進めることができた。
- ・平成29年3月には「しが職業能力開発推進プラン」を策定、本県の職業能力開発施策全体の方向性を示すとともに、これからの職業にかかる教育訓練のあり方について研究を進めることとした。

#### ④女性活躍

- ・平成26年8月、JR草津駅前に県内2か所目となる滋賀マザーズジョブステーションを開設し、子育て中の女性等の再就職に係る支援体制を充実させたほか、経営者や管理職を含めた企業における女性の活躍を推進するセミナーを開催するなど、キャリア段階に応じた活躍推進の取組を進めることができた。

#### ⑤支援機関による経営支援

- ・平成26年6月に「小規模事業者支援法」の一部が改正され、経営、金融、税務、労務等に係る相談指導といった商工会・商工会議所が従来担ってきた役割に加え、小規模事業者の新たな事業の分野の開拓や小規模事業者の技術の向上等の支援を強化する「経営発達支援事業」を実施することが明確化された。
- ・本県においても経営発達支援事業の推進に向けた取組が進められ、全ての商工会・商工会議所が、単独またはグループ単位で、「経営発達支援計画」の認定を経済産業大臣から受けるとともに、県の補助事業においても、同計画に位置付けた事業が実施しやすいような制度調整を図ってきた。

#### ⑥創業・起業促進

- ・SOHOビジネスオフィス等のビジネス・インキュベーション(BI)施設の提供や賃料補助といったハード支援だけでなく、インキュベーション・マネージャー(IM)の養成や販路開拓補助といったソフト面からも支援を行い、県内での創業・起業の促進を進めてきた。
- ・また、平成27年度および平成29年度にはビジネスプランコンテストを開催し、創業・起業に係る気運の醸成や、起業家や起業予定者等に対する事業化に向けたチャレンジの場の提供を図ることができた。

#### ⑦地場産業・地場産品

- ・平成28年3月に「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」を施行、指針に基づき、需要の拡大、新商品開発、担い手人材の確保・育成等にかかる振興施策を推進してきた。
- ・具体的には、首都圏における認知度向上や海外での需要の拡大に向けた支援により、新たな商談や取引に至った事例も生まれたほか、滋賀の名品のショッピングサイトの開設や、後継者育成などの取組について、滋賀県中小企業団体中央会等との連携を図りながら進めていくことができた。

#### ⑧観光客の来訪および滞在の促進

- ・「ビワイチ」に代表されるサイクルツーリズムを中心とした滋賀を巡る旅づくりを進めるとともに、平成30年3月には「ビワイチ推進総合ビジョン」を策定し、今後の観光・地域経済の振興につながる仕組みづくり等に係る方針を定めた。
- ・平成29年10月に「ここ滋賀」を東京・日本橋に開設し、マーケットでの滋賀の製品の販売やレストランでの滋賀の「食」の提供のほか、県内事業者等による企画催事の実施など、首都圏での継続的な滋賀の魅力の発信を開始した。
- ・特に、地酒の振興については、平成28年3月に「近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例」を施行し、近江の地酒が果たしている役割に鑑み、近江の地酒を使用したもてなしと、その普及に取り組んだ。

#### ⑨滋賀県ちいさな企業応援月間

- ・平成26年度から、各関係機関との連携により県内で様々な月間事業を実施し、小規模企業をはじめとした中小企業、いわゆる“ちいさな企業”の魅力や施策情報の発信・普及に取り組んできた。
- ・平成29年度には、県内金融機関との連携のもと、商工会議所との共催により県セミナーを開催するなど、関係機関との連携を深めながら、周知・実施面での工夫を図った。

### 3. 指標・景況感の推移

- ・ 条例制定時からの5年間における主な経済指標の推移を見ると、観光については概ね上昇傾向、生産、消費および投資については上昇項目と下降項目が混在しており強弱まちまちといった状況である一方、雇用については大きく「売り手市場」へとシフトしている状況がうかがえる(図表3)。

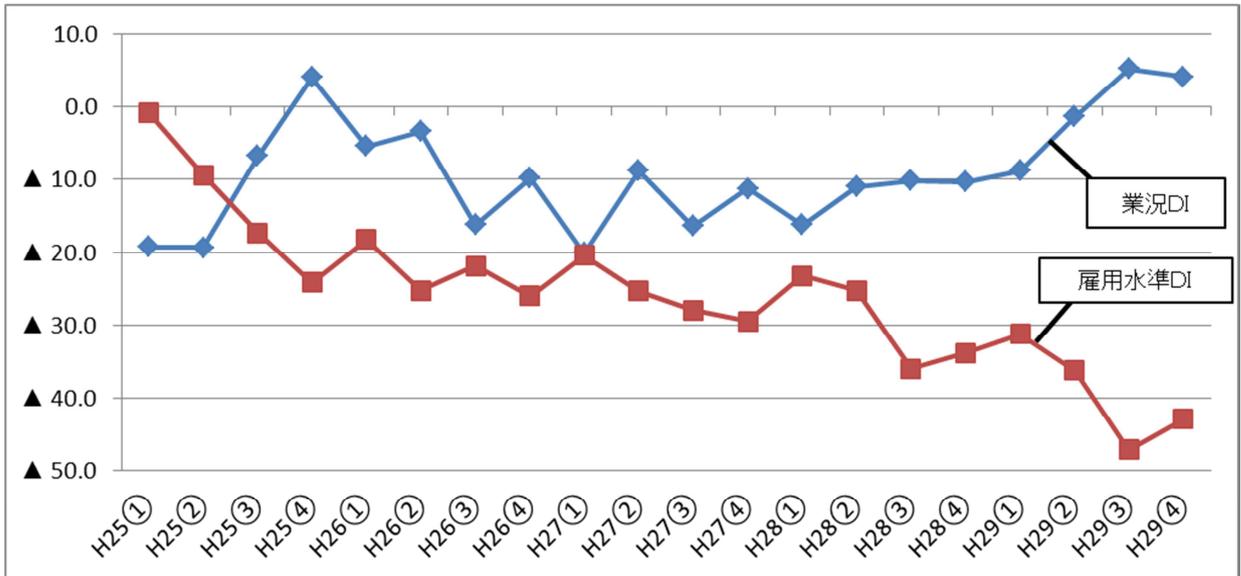
主要経済指標		単位	H25	H26	H27	H28	H29
生産	鉱工業生産指数(原指数・総合平均)(滋賀県)	H22=100	103.4	100.6	100.8	101.6	107.1
消費	乗用車新規登録台数	台	61,779	66,763	58,530	57,664	60,289
	大型小売店舗販売額(滋賀県)	億円	2,592	2,726	2,740	2,682	2,647
	消費者物価指数(大津市)	H22=100	99.4	102.0	103.5	103.7	104.4
投資	新設住宅着工数(滋賀県)	戸	11,015	8,429	8,208	9,399	8,924
	公共工事動向(保証実績件数)(滋賀県)	件	2,664	2,702	2,298	2,164	2,168
	公共工事動向(保証実績金額)(滋賀県)	億円	1,110	1,235	1,321	996	1,445
雇用	有効求人倍率(季節調整済)(滋賀県)	倍	0.85	0.98	1.08	1.20	1.33
	雇用保険受給者実人員(月平均)(滋賀県)	人	6,605	5,703	5,418	4,927	4,644
	企業倒産件数(滋賀県)	件	85	115	84	86	98
観光	延べ観光入込客数(滋賀県)	万人	4,523	4,633	4,794	5,077	5,226
	うち宿泊客数	万人	321	333	383	378	387
	観光消費額(滋賀県)	億円	1,545	1,583	1,638	1,735	1,786

※直近値については、速報値等を含む

図表3：主な経済指標

- ・ また、中小企業の景況感でも、雇用水準DIが悪化傾向にあり、雇用の確保に悩む中小企業の姿が浮き彫りとなっており、平成24年12月に始まった景気拡大局面が戦後最長期間の更新を視野に入れる中においても、中小企業の実感的な経営環境は依然として厳しい状況にあるものと思われる(図表4)。

※雇用水準DI=過剰-不足(低値であるほど不足感が強い)



図表4：中小企業の景況感(業況・雇用水準) 出典：景況調査(商工政策課)

#### 4. 今後の課題・方向性

##### (1) 課題

###### ① 中小企業者の声

- ・ 中小企業に対するアンケートで「企業経営における課題」を尋ねた結果では、一貫して「需要の停滞(売上の停滞・減少)」、「人材不足」、「社員の育成」が上位に挙がっており、長らく中小企業の主な経営課題になっている実態が浮き彫りとなっている(図表5)。

※複数回答形式

	H27	H28	H29	H30
需要の停滞(売上の停滞・減少)	41.8%	42.3%	37.6%	39.4%
人材不足	52.9%	40.7%	42.7%	47.2%
社員の育成		31.3%	33.9%	33.7%
大手企業・同業者との競争激化	29.7%	26.0%	22.8%	23.4%
原材料・仕入価格等の上昇	37.2%	25.4%	25.9%	33.3%
製品・商品ニーズの変化への対応	20.9%	21.3%	19.1%	16.3%
販売価格の低下・値引要請	21.5%	18.5%	22.8%	14.8%
後継者難・事業承継	19.5%	17.7%	18.9%	20.3%

図表5：企業経営における課題 出典：中小企業に対するアンケート(中小企業支援課)

###### ② 社会・経済情勢の変化、取組の必要性が顕在化した課題

- ・ 条例施行後も、労働市場の変化、インバウンドの増加、働き方改革の導入推進、IoT・ビッグデータ・AIの利活用推進などの例に挙げられるように、社会・経済情勢は刻々と変化しており、こうした外部要因にも留意していく必要がある。
- ・ 人材不足や働き方改革に対応するための「生産性向上」や、域外需要取り込みのための「海外展開」、県内産業や地域経済の持続的な発展のための「事業承継」など、重要・喫緊の課題として全国的に焦点が当たっている諸課題に対しても、本県が取組先行県となるべく、積極的な取組を検討していく必要がある。

##### (2) 今後における中小企業活性化施策の方向性

上記(1)の状況を踏まえ、今後、以下に掲げる方向性や問題認識を持ちながら、引き続き中小企業活性化施策を展開し、県内中小企業の一層の活性化に取り組んでいく。

###### ① 中小企業が直面する課題や求める支援ニーズにマッチした支援施策の立案・実施

- ・ 「売上の停滞・減少」や「人材確保・育成」など、中小企業が直面する課題に対する施策をはじめ、事業承継ネットワークを中心とした官民一体による事業承継の推進など、県内経済基盤の存続に関わる重要かつ喫緊の課題に対する施策を中心に展開を図っていく。
- ・ また、平成30年度改定予定の「滋賀県『観光交流』振興指針」や、平成31年度改訂予定の「滋賀県産業振興ビジョン」とも整合を図りつつ、観光産業の振興のための施策や、滋賀県経済を支える強靱な産業構造の構築に向けた施策などを立案・実施していく。

###### ② 意見交換・企業訪問の取組継続

- ・ 中小企業の現状を把握し、支援ニーズに即した支援施策を立案するために有効であるとともに、PDCAサイクルを回していくという理念に不可欠な取組であることから、今後も引き続き、意見交換や企業訪問を継続していく。

###### ③ 協働等の推進

- ・ 産学官金による協働や、庁内の部局間連携を推進し、その相乗効果により、これまでにない発想や技術による施策や産業が生まれるような取組を推進していく。

###### ④ 中小企業活性化推進基金の活用

- ・ 基金原資の積み増しを行い、重要性や必要性の高い施策に対して引き続き活用していくことにより、中小企業の活性化を加速させていく。

#### ⑤検証方法のさらなる検討

- ・毎年度実施している活性化施策実施計画の検証について、より成果面に着目した分析を行うなど、その方法について今後さらに検討していく。